

「新うどん県泊まってかがわ割」における「ワクチン・検査パッケージ」の活用とは

新型コロナウイルスのワクチン接種済であること又は検査結果が陰性であることが利用条件となります。利用時に在住確認として本人確認書類（身分証明）及び以下①②いずれかの提示が必要。

①ワクチン接種歴（2回接種し、2回目接種から14日以上経っていること）

…「接種済証」「接種記録書」「接種証明書」等※原本以外に画像や写し等の提示も可

②検査結果通知書

…「PCR検査等」は検体採取日+3日が有効期限

「抗原定性検査」は検体採取日+1日が有効期限

※同居する親等の監護者が同伴する12歳未満の利用者は対応不要。

※学校等の活動（修学旅行等の学校行事）に係る利用者は対応不要。

購入時（宿泊施設・旅行会社・OTA）

購入時に、以下の内容に同意をお願いします。

- 対象商品がワクチン接種済（2回接種し、かつ、2回目接種から14日以上経っていること）であること又は旅行開始日・宿泊開始日の3日前以降（抗原定性検査の場合は旅行開始日・宿泊開始日の前日又は当日）の検体採取による検査結果が陰性であることが条件
- 検査結果通知書は、①受検者氏名、②検査結果、③検査方法、④検査所名、⑤検体採取日、⑥検査管理者氏名、⑦有効期限が明記されているものを利用する。
※抗原定性検査を事業者の管理下で行い、検査結果通知書を発行する場合は、③検査方法の代わりに使用したキット名を、④検査所名の代わりに事業所名を記載。
- 予防接種済証等を撮影した画像や写し等を提示することも可能であること。
- 条件を満たさない場合の対応（取消料の扱い、代金変更が発生する場合はその内容、前日・当日の連絡先、参加可否等）。
- 複数人の参加者のグループの一部が条件を満たさない場合の同行者の対応（取消料の扱い、代金変更が発生する場合はその内容等）。
- 確認書類の持参忘れにより当日までに予防接種済証又は検査結果通知書を確認できない場合、後日の提出は認められないこと。

● 旅行会社での申込みの場合、基本旅行会社窓口での事前確認となります（詳細は各旅行会社に確認してください）。

ワクチン接種歴又は検査結果の提示がなされない場合は、割引適用外となりますので、ご注意ください。

旅行開始日・宿泊開始日当日（宿泊施設・旅行会社）

- ・予防接種済証又は検査結果通知書の事前確認を実施している場合
当日のツアー開始時又はチェックイン時等に本人確認のみでございます。

ワクチン接種歴又は検査結果の提示がなされない場合は、割引適用外となりますので、ご注意ください。

- ・予防接種済証又は検査結果通知書の当日確認を実施する場合
ツアー開始時又はチェックイン時に本人確認と併せて予防接種済証又は検査結果通知書の確認がございます。

※確認方法と手段については、各宿泊施設、旅行会社より事前に案内がございます。
O T A 経由の予約にかかる予防接種済証等又は検査結果通知書の確認については
チェックイン時に宿泊施設で実施します。

- ・予防接種済証等の確認にあたっては、以下の確認がございます。

- 本人であること（身分証明書等により確認）
- 2 回目の接種年月日（2 回目の接種日から 1 4 日以上経過していることを確認）
- ワクチンのシール（2 回分のシールが貼られていることを確認）

- ・検査結果の確認にあたっては、検査結果通知書において、以下の確認がございます。

- 本人であること（身分証明書等により確認）
- 検査結果（陰性であることを確認）
- 有効期限（旅行開始日において有効期限を過ぎていないことを確認※下記補足
- 検査方法（PCR検査等又は抗原定性検査のいずれかであることを確認）

補足：旅行開始日・宿泊開始日と各種確認書類の期間の考え方

（例）旅行
開始日・宿泊
開始日1月
20日の場合

予防接種済証の2回目接種日

1月 5 日	○	(1 月 20 日は接種後 15 日目)
1月 6 日	○	(1 月 20 日は接種後 14 日目)
1月 7 日	×	(1 月 20 日は接種後 13 日目)

PCR検査等陰性証明の検体採取日

1月 16 日	×	(有効期限1月19日まで)
1月 17 日	○	(有効期限1月20日まで)
1月 18 日	○	(有効期限1月21日まで)

抗原定性検査陰性証明の検体採取日

1月 18 日	×	(有効期限1月19日まで)
1月 19 日	○	(有効期限1月20日まで)
1月 20 日	○	(有効期限1月21日まで)

※2泊以上の
連泊（同施
設に限る）
や2泊以上の
ツアーに関
しては2泊目
以降の確認
は不要。